

令和2年 第1回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年1月7日（火）午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号

農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第3号

非農地証明願について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

農地法第18条第1項第6号の規定による賃貸借権の解約受理について

(合意解約)

報告第3号

農地基盤整備届の取消しについて

日程第3 その他

出席委員 6名 ※ 番号は議席番号

1番 齋藤 孝一

2番 佐藤 進蔵

3番 園田 喜久男

5番 星野 賢一

6番 久保 賢一

7番 浜川 和久

欠席委員 0名 ※ 番号は議席番号

出席職員 事務局長 久恒 美千代 補佐 藤本 智美

午後2時00分 開会

(局長) それでは、只今より令和2年第1回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は6名で、委員数6名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長に許可をもらって下さい。

それでは、会長より一言ごあいさつをお願いします。

(会長) それでは、互礼会でお会いしました委員さんもいらっしゃいますが、あらためましてあけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、輝かしい新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。昨年は、ご多忙の中、様々な行事等にご参加をいただき、また連絡会等にも何

度も足を運んでいただき、貴重なご意見等もいただきました。誠にありがとうございます。厳しい状況の中、皆様のご協力のおかげで、このように清々しい気持ちで新年を迎えることが出来ました。新生農業委員会として、気持ちを引き締めて、職務に当たってまいりたいと思っているところでございます。

さて、本日は、令和2年第1回別府市農業委員会総会でございます。各議案の審議のあと、昨年より進めております倫理規定の作成に向け、委員皆様を活発なご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず議案について事務局から説明をお願いします。

(局長) 本日の総会議案についてご説明させていただきます。お手元に配布いたしております、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」が1件、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」が2件、議案第3号「非農地証明願について」が3件、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、

- (1)「農地法第3条の3の規定による届」が1件、
- (2)「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が8件、

報告第2号「農地法第18条第1項第6号の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)」が1件、報告第3号「農地基盤整備届の取消しについて」が1件、となっております。

それでは、総会会議規則第7条により、「会長は総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし

(議 長) ご異議がないようでありますので、7番 浜川委員 1番 斎藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事にはいります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい。

それでは議案の1ページをお開き下さい。議案資料は1ページをご覧ください。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」です。

番号1

譲渡人 別府市の無職の方

譲受人 別府市の農業をされている方

区分 市街化調整区域

申請の土地 大字内竈 田(畑)他1筆

譲受人の経営状況 自作面積115a

申請の事由

譲渡人 高齢のため、農地の耕作が困難となったため。

譲受人 譲渡人の農地を管理していたが、今回正式に譲受け、耕作し、規模拡大を図るため。

以上です。

(議 長) はい、只今事務局の説明が終わりました。それでは、議案第1号について、地区担当推進委員である伊藤委員から補足説明をお願いします。

(伊藤委員) はい。現地を確認しに行つて来ました。特に問題はないと思います。

(議 長) 彌田委員さん、何か補足説明がありますか。

(彌田委員) ここは水道局の貯水池から奥に入ったところですが、別段問題となるような農地ではないのでいいんじゃないかと思います。受ける方も近くに農地があるので移動はしやすいと思います。

(議 長) それでは、ただ今、事務局からの説明及び地区担当委員さんから補足説明がありました、許可申請について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご意見、ご質問等がないようですので、議案第1号について申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことでありますので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」、番号1は、申請のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、事務局より一括して説明を求めます。

(事務局) それでは、資料は2ページです。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許

可申請の審議について」、議案資料の方は3ページです。

番号1

貸付人 別府市の無職の方

貸受人 別府市の農業をされている方

区分 都市計画区域外 その他の区域

申請の土地 大字東山 畑（荒地）他1筆

施設の概要 給水施設用地として

転用の時期 許可あり次第

理由

これまで別々の水源から生活用水等供給していたが、今後高齢化が進み、維持管理を行うことが困難になることが想定されるため、管理しやすい場所に新たにろ過装置等水環境をよくするための施設を設置し、生活用水や農業用水として使用するため。

番号2

貸付人 別府市の無職の方

貸受人 別府市の無職の方

区分 都市計画区域外 その他の区域

申請の土地 大字東山 田（荒地）

施設の概要 給水施設用地として

転用の時期 許可あり次第

理由

これまで別々の水源から生活用水等供給していたが、今後高齢化が進み、維持管理を行うことが困難になることが想定されるため、管理しやすい場所に新たにろ過装置等水環境をよくするための施設を設置し、生活用水や農業用水として使用するため。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。議案第2号、番号1と番号2について、地区担当推進委員であります、大野泰徳委員から補足説明をお願いいたします。

(大野泰徳委員) この施設は昔から湧水を生活用水等に使っている地区がちゃんとした水を確保するために何ヶ所かに分けて施設を置くもので、県の補助事業を利用して県と市から補助を受けております。今回はここの地区の二か所にこの事業を使って給水施設を置くようにしています。場所的には何ら問題はないと思います。

(議 長) それでは、議案第2号、番号1と番号2について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご意見等ないようであります。議決は1件づついたします。
まず、議案第2号 番号1について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことでありますので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、番号1は、申請のとおり許可することといたします
続きまして、議案第2号、番号2について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことですので、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の審議について」、番号 2 は、申請のとおり許可することといたします。

続きまして、事務局は議案第 3 号「非農地証明願について」、番号 1 から説明をしてください。

(事務局) ご説明いたします。資料は 3 ページです。

議案第 3 号「非農地証明願について」

番号 1

申請人 別府市の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字南立石 畑 (宅地)

申請地の状況 宅地

理由 昭和 43 年 1 月頃に父が家屋を建設、その後敷地として使用している。

以上です。

(議 長) 議案第 3 号 番号 1 について、地区担当委員の佐藤進蔵委員さん、何か補足説明はございませんか。

(佐藤委員) 現場に行きましたけど、古い家が建っています。いずれは解体するということですが、もはや農地ではないと判断して差し支えないと思います。

(議 長) 只今、事務局及び佐藤委員さんより補足説明がありました。議案第 3 号 番号 1 について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご意見、ご質問等もないようです。

議案第 3 号「非農地証明願について」番号 1 は、申請のとおり証明することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことでありますので、議案第 3 号「非農地証明願について」番号 1 は、申請のとおり証明することといたします。

次に、議案第 3 号、番号 2 について、事務局は説明をしてください。

(事務局) 議案第 3 号「非農地証明願について」

番号 2

申請人 大分市の方

区分 市街化調整区域

申請の土地 大字内竈 田（雑種地）他 2 筆

申請地の状況 雑種地

理由 鉄塔用地の跡地であり、現在は高圧線下用地で、竹やぶとなっている。

以上です。

(議 長) 議案第 3 号 番号 2 について、地区担当推進委員の伊藤委員さん、何か補足説明はございませんか。

(伊藤委員) 現地に行きましたが、もう竹藪で農地としては無理だと思います。

(議 長) 彌田委員さんにも現場を確認してもらいましたが、何かありませんか。

(彌田委員) 場所がもう1ヶ所離れてあるんやけど。とにかくここは途中までしか車で
行かれませんで大変でした。現状からみて耕作はできないと思います。

(議 長) 只今、事務局及び伊藤委員、彌田委員より補足説明がありました。議案第3号
番号2について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご意見、ご質問等もないようです。

議案第3号「非農地証明願について」番号2は、申請のとおり証明することにご異
議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことですので、議案第3号「非農地証明願について」番号2は、
申請のとおり証明することといたします。

次に、議案第3号、番号3について、事務局は説明をしてください。

(事務局) 議案第3号「非農地証明願について」

番号3

申請人 大分市の株式会社

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見 畑(雑種地)他1筆

申請地の状況 雑種地

理由 鉄塔用地の跡地であり、現在は高圧線下用地で、駐車場やフェンスで囲まれ

た土地となっている。

以上です。

(議 長) 議案第 3 号 番号 3 について、地区担当委員の佐藤進蔵委員さん、何か補足説明はございませんか。

(佐藤委員) 場所は団地の敷地内の一角で、すでに駐車場の一部となって、堺のフェンスの手前にオレンジで駐車禁止と書いている部分です。もう一つはフェンスに囲まれており、手前には鉄塔が建っていました。ここも農地としては無理だと思います。

(議 長) 只今、事務局及び佐藤委員さんより補足説明がありました。議案第 3 号 番号 3 について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご意見、ご質問等もないようです。

議案第 3 号「非農地証明願について」番号 3 は、申請のとおり証明することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことですので、議案第 3 号「非農地証明願について」番号 3 は、申請のとおり証明することといたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号「農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について」、

(1) 農地法第3条の3の規定による届について、事務局より説明を求めます。

(事務局) 報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

番号1

申請人 別府市の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字南立石 田(田) 他31筆

登記年月日 平成30年12月12日

相続による取得です。

取得した権利及び内容 所有権

あっせん等の希望は無し

届出年月日 令和元年12月20日

以上です。

(議長) 只今説明のありました、報告第1号について、ご意見、ご質問等がありますか。

(委員) 特になし

(議長) 特にご質問等もないようであります。

報告第1号(1)につきましても、報告事項でありますので、ご了承願いたいと思います。

続きまして、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について、事務局より一括して説明を求めます。

(事務局) 報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について、

番号1

譲渡人 大分市の無職の方 持分3分の1 外2名

譲受人 大分市の医師の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字北石垣 畑(荒地)

施設の概要 庭園用地として

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年11月25日

番号2

譲渡人 神奈川県 of 看護師の方

譲受人 別府市の無職の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字鉄輪 田(荒地) 外1筆

施設の概要 共同住宅用地として 木造2棟(2階建)

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年11月25日

番号3

譲渡人 別府市の会社役員の方

譲受人 別府市の無職の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字平道 田(荒地) 外1筆

施設の概要 庭園用地として

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年 12 月 2 日

番号 4

譲渡人 大分市の株式会社 不動産業

譲受人 別府市の会社員の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見 畑（畑）

施設の概要 庭園用地として

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年 12 月 3 日

番号 5

譲渡人 別府市の無職の方

譲受人 別府市の無職の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見 畑（雑種地）

施設の概要 駐車場用地として

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年 12 月 5 日

番号 6

譲渡人 別府市の有限会社 不動産業

譲受人 栃木県の公務員の方

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見 原野（荒地）外 1 筆

施設の概要 自己住宅及び庭園用地として

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年 12 月 12 日

番号 7

譲渡人 別府市の無職の方

譲受人 別府市の株式会社 着物販売

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見 畑（荒地）外 1 筆

施設の概要 店舗用地及び進入用道路・駐車場として 木造平屋建

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年 12 月 17 日

番号 8

譲渡人 福岡県の無職の方 持分 2 分の 1 外 1 名

譲受人 大分市の合同会社 不動産業

区分 市街化区域

申請の土地 石垣東 田（宅地）

施設の概要 共同住宅用地として 鉄骨コンクリート造

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年 12 月 19 日

以上です。

(議 長) はい、ありがとうございました。只今説明がありました報告第 1 号 (2) について、ご意見、ご質問等がありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。

報告第 1 号 (2) につきましては、報告事項でありますので、ご了承願いたいと思

います。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理」（合意解約）について、事務局より説明を求めます。

(事務局) 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について」（合意解約）

番号1

賃貸人 糸島市の方

賃借人 別府市の株式会社

申請の土地 大字東山 田（田）

理由 合意による解約

(議長) 只今説明がありました報告第2号について、ご意見、ご質問等がありますか。

(委員) 特になし

(議長) 特に何もありません。報告第2号につきましても報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、報告第3号「農地基盤整備届出書の取消について」、事務局の方から説明をしてください。

(事務局) 資料は11ページです。

報告第3号「農地基盤整備届出書」の取消について

番号1

申請人 別府市の株式会社

届出の土地 大字天間 田（畑）外1筆

11月1日付けで基盤強化届を提出されましたが、今回都合により取消の届出がありました。

以上です。

(事務局) 只今説明のありました報告第3号について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

(委員) 特になし

(議長) 特に何もありません。報告第3号につきましても報告事項でありますので、ご了承願いたいと思います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

それでは、その他について、倫理規則の作成の件です。

先月の総会にて、事務局案を皆さんにお示しさせていただきました。その後、委員の皆様から随時、事務局の方にご意見等をいただきまして、少し手直しのほうをしております。本日は、1条文ずつ確認し、ご意見をいただきながら、ある程度完成させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局、お願いします。

(事務局) はい、それでは、1条文ずつ、確認しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局が前文より、第1条～第10条、附則まで順番に説明し、意見をいただく。)

(委員の意見)

(浜川委員) 前文・・・農業委員に求められる倫理規範をより明確に具体化するため、「職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、職務に対する市民の信頼を確保するため、」という部分を追加。

第3条・・・「倫理規範」を、もととなる「原則」に改め、農業委員等は守るべき倫理の原則を遵守することを追加

(園田委員) 第6条・・・「特に意を用いなければならない」を「努めなければならない」と、平易な書きぶりに換える。

(議長) はい、皆さんありがとうございました。

本日、皆様からいただきましたご意見を事務局の方で整理していただき、次回の総会にて皆さんで確認していただいた上で、完成させたいと思います。

もし、再度何か気づいた点等がありましたら、事務局まで連絡していただければと思います。

よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和2年第1回総会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 10 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 _____ 長 _____ 印

署名委員 _____ 1 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 7 番 委 員 _____ 印